

岡崎市脱炭素先行地域づくり事業費補助金事務取扱要領

令和7年9月1日施行

岡崎市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)に基づく補助金交付に関する事務について、必要な事項を次のとおり定める。

(補助金の交付申請)

第1条 要綱第7条第1項に規定する岡崎市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付申請書は、要綱第3条第1号から第6号に定めるものについては、様式第1号の1に定めるところによるものとし、要綱第3条第7号から第10号に定めるものについては、様式第1号の2による。

2 前項の申請書に別表1に掲げる様式第1号の3から様式第1号の18及びその他任意様式の書類から必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第2条 要綱第8条に規定する補助金の交付の決定をした場合の通知は、様式第2号により行うものとする。

(補助事業の変更等)

第3条 要綱第10条第1項に規定する岡崎市脱炭素先行地域づくり事業費補助事業変更等申請書及び岡崎市脱炭素先行地域づくり事業費補助金変更計画書は次に定めるところによる。

(1) 岡崎市脱炭素先行地域づくり事業費補助事業変更等申請書 様式第3号

(2) 岡崎市脱炭素先行地域づくり事業費補助金変更計画書 様式第4号

2 要綱第10条第2項に規定する通知は、様式第5号により行うものとする。

(地位承継届出書等)

第4条 要綱第11条第1項に規定する岡崎市脱炭素先行地域づくり事業費補助事業地位承継申請書は、様式第6号に定めるところによる。

2 要綱第11条第2項に規定する通知は、様式第7号により行うものとする。

(実績報告書等)

第5条 要綱第12条第1項に規定する岡崎市脱炭素先行地域づくり事業費補助事業実績報告書は、要綱第3条第1号から第6号に定めるものについては、様

式第8号の1に定めるところによるものとし、要綱第3条第7号から第10号に定めるものについては、様式第8号の2に定めるところによるものとし、別表3に掲げる必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

- 2 要綱第12条第3項に規定する通知は、様式第9号に定めるところにより、行うものとする。

(補助金の交付請求)

第6条 要綱第13条第1項に規定する請求書は、様式第10号に定めるところによる。

(取得財産処分制限期間等)

第7条 要綱第14条第1項に規定する取得財産処分制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数等を勘案して、別表5に掲げるとおりとする。

- 2 要綱第14条第1項に規定する岡崎市脱炭素先行地域づくり事業費補助事業財産処分承認申請書は、様式第11号に定めるところによる。
- 3 要綱第14条第2項に規定する岡崎市脱炭素先行地域づくり事業費補助事業財産処分承認通知書は、様式第12号に定めるところによる。

(太陽光発電設備の発電量等報告書)

第8条 要綱第19条第1項に規定する協力要請のうち、要綱第3条第1号及び第6号の対象設備の発電量等の報告については、様式第13号により行うものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 要綱第15条第2項に規定する通知は、様式第14号により行うものとする。

別表 1 (補助金の交付申請に必要な添付書類)

対象設備 区分	書類
共通	対象設備を設置しようとする所在地を示したもの
共通	契約締結前又は設置工事着手前の設置予定場所のカラー写真 (インスタント写真は不可) ※別表 2 を満たすこと。
共通	岡崎市税の完納が証明されている納税証明書 (2 か月以内に発行されたものに限る。納税証明書の交付を受けることができない者は、納税証明書不添付理由書) 市税に関して猶予を適用される者については、市税の滞納がないことが証明されている納税証明書 (2 か月以内に発行されたものに限る。) を提出することとする。
共通 ※事業者のみ	履歴事項全部証明書 又は法人登記が無く履歴事項全部証明書の提出が不可な場合は、直近の確定申告書【第一表及び第二表及び収支内訳書 (1・2 面) または所得税青色申告決算書 (1～4 面)】 (税務署受付印のあるもの) ※決算期を一度も迎えていない場合のみ、申請段階で開業していることがわかる開業届の写し (税務署受付印のあるもの)
共通 ※事業者のみ	法人所在証明書 (履歴事項全部証明書等で補助対象設備を設置した所在地が確認できる場合は省略可能)
共通	対象設備設置に係る 2 者以上の工事の見積書等の写し ※家庭用で 2 者以上見積りがそぐわない場合は、理由書
住宅用 太陽光発電設備	誓約書 (住宅用太陽光発電設備) (様式 1 号の 3)
住宅用 太陽光発電設備	住宅用太陽光発電設備設置計画書 (様式 1 号の 4)
住宅用 太陽光発電設備	補助対象設備の発電電力消費量計画書 (様式 1 号の 5)
住宅用 蓄電システム	誓約書 (住宅用蓄電システム) (様式 1 号の 6)
住宅用	誓約書 (住宅用エネルギーマネジメントシステム) (様式 1 号)

エネルギーマネジメントシステム	の7)
住宅用 コージェネレーションシステム	誓約書（住宅用コージェネレーションシステム）（様式1号の8）
住宅用 高効率空調機器	誓約書（住宅用高効率空調機器）（様式1号の9）
住宅用 高効率給湯機器	誓約書（住宅用高効率給湯機器）（様式1号の10）
住宅用高効率機器	住宅用高効率機器省CO2効果算定シート（様式1号の11）
事業者用 太陽光発電設備	誓約書（事業者用太陽光発電設備）（様式1号の12）
事業者用 太陽光発電設備	事業者用太陽光発電設備設置計画書（様式1号の13）
事業者用 太陽光発電設備	補助対象設備の発電電力消費量計画書（様式1号の14）
事業者用 蓄電システム	誓約書（事業者用蓄電システム）（様式1号の15）
事業者用 高効率空調機器	誓約書（高効率空調機器）（様式1号の16）
事業者用 高効率照明機器	誓約書（高効率照明機器）（様式1号の17）
事業者用高効率機器	事業者用高効率機器省CO2算定シート（様式1号の18）
共通	その他市長が必要と認める書類 （様式等の記載内容及び添付書類のみでは審査が困難な場合に提出を求める書類）

別表2（別表1 契約締結前又は設置工事着手前の設置予定場所のカラー写真の条件）

共通	建築物全体が確認できること
	補助対象設備を導入する箇所全て

別表3（補助金の実績報告に必要な添付書類）

対象設備区分	書類
共通	対象設備の設置状態が確認できるカラー写真（インスタント写真は不可）※別表4を満たすこと
共通	対象設備設置費に係る領収書の写し又は施工業者等が作成した領収証明書
共通	税に関して猶予を適用され、交付申請時に完納証明書を提出していない者については、岡崎市税の完納が証明されている納税証明書※1
共通	対象設備の保証書の写し
共通	岡崎産再エネ電気との契約がわかる書類
共通	対象設備設置工事に係る工事請負契約書 ※申請時点において対象設備設置工事に係る工事請負契約書を提出している場合、その内容に変更が無い場合は、省略することができる。
住宅用太陽光発電設備事業者用太陽光発電設備	売電に係る契約書の写し ただし、余剰電力を売電しない場合など契約書が無い場合は、この限りでない。
共通	その他市長が必要と認める書類 (様式等の記載内容及び添付書類のみでは審査が困難な場合に提出を求める書類)

※1 該当者のみ

別表4（別表3対象設備の設置状態が確認できるカラー写真の条件）

共通	建築物全体が確認できること
	補助対象設備を導入する箇所全て

別表5（取得財産処分制限期間）

区分	取得財産処分制限期間（耐用年数）
住宅用太陽光発電設備	17年

住宅用蓄電システム	6年
住宅用エネルギーマネジメントシステム	5年
住宅用コージェネレーションシステム	6年
事業者用太陽光発電設備	17年
事業者用蓄電システム	6年
高効率空調 (出力が22キロワット以下のもの)	13年
高効率空調	15年
高効率給湯	6年
高効率照明	15年